

[和訳]

インフォメーション・シート（売主様用）

この書式は当社のホームページ www.tghawaii.com の「Real Estate Documents」のページからダウンロードできます。

既存のローン

貸主： _____ 貸主： _____
ローン番号： _____ ローン番号： _____
住所： _____ 住所： _____

現在アメリカ合衆国軍に所属していますか、または過去に所属していましたか？ はい いいえ

権原に関する事項

権原取得後の結婚、離婚、氏名変更、死亡の有無： 有 無
(有る場合には、結婚、離婚、氏名変更、または死亡を証明する書類の写しを提出して下さい)

維持管理諸経費／協会費／制限

維持管理諸経費、協会費の有無： 有 無 有る場合にはその連絡先： _____

道路、下水、水道、マリナーの使用料を含むがこれに限らないその他の費用の有無：
 有 無 有る場合にはその連絡先： _____

買主に引き継がれるべき付帯設備（太陽光発電システムなど）に関係したリース契約の有無：
 有 無 有る場合にはその連絡先： _____

譲渡手数料、再譲渡費、買い戻し、または増価共有についての制限を含むがこれに限らないその他の制限の有無： 有 無
有る場合にはその連絡先： _____

その他インフォメーション（該当するものがあれば□に印を付けて下さい）

- トラスト（信託財産）**： 権原がトラスト名義になっているか、トラスト名義にする意図がある場合は、トラスト契約の写しを送付して下さい。ここで言う「トラスト名義にする意図がある」とは、既にトラストが存在するか、トラスト設定のための弁護士が選定済みであることを意味します。トラスト管財人が不動産を所有することが、トラスト契約書上で承認されていること。もし新規に融資を受ける場合には、貸融資担当者（ローン・オフィサー）に権原をトラスト名義にする旨を知らせて下さい。
- 法人、パートナーシップ、LLP（有限責任パートナーシップ）、または LLC（合同会社）**： 権原がこれらのうちのどれかの名義になっているか、その名義にする意図がある場合は、それを承認する書類（会社議事録、パートナーシップ契約、運営契約など）及びその法人が登録されている州または国が発行した会社存続証明書をエスクローに送付して下さい。詳しくは、各エスクロー担当者にお問い合わせ下さい。

お断り： この和訳版はあくまでもお客様のご参考として用意させて頂いたものであり、万一、原文と和訳との間に齟齬がある場合には、英語の原文が優先することをご了承下さい。

- 1031：1031 エクスチェンジを行われる場合は、エクスチェンジ専門会社の連絡先を添えてエクスチェンジ契約書をエスクローにご提出下さい。まだエクスチェンジ専門会社をお決めになっていない場合は、IPX1031 ハワイ社が 1031 エクスチェンジのお取り扱いをしておりますので、同社メイ・ナカガワ（☎808-451-3215/mae.nakagawa@ipx1031.com）までお問い合わせ下さい。あわせて、IPX1031 ハワイ社のホームページ（www.ipx1031.com）もご参照下さい。
- 委任状：権原の取得、モーゲージ設定、または移譲を委任する意図がある場合は、権原会社が保険付保及び登記について査定を行う必要があるため、委任状の原本を権原会社に提出して下さい。

貸主及び債権回収代理人は、許可を得ずして、本件に関わる取引状況を含めたいかなる情報をも開示できないことが、金融取引プライバシー法により定められています。本文書に署名することにより、お客様は貸主及び債権回収代理人に対して、かかる情報をエスクローに開示することを承認したものとみなされます。

なお、クロージング書類にご署名をいただく際に、併せて、売却代金の受取り方法について記入して頂く用紙をお渡し致しますので、そちらの方にもご記入、ご署名の上、エスクローにご返送下さいますようお願い致します。手続きを迅速に行う為にも、なるべく速やかにご返送頂ければ幸いです。

署名欄

<p>X _____ 日付： _____</p> <p>署名</p> <p>氏名（活字体）： _____</p> <p>社会保障番号／TIN 番号： _____</p> <p>（どちらもない場合は NONE（なし）と記入）</p> <p>主要電話番号： _____</p>	<p>X _____ 日付： _____</p> <p>署名</p> <p>氏名（活字体）： _____</p> <p>社会保障番号／TIN 番号： _____</p> <p>（どちらもない場合は NONE（なし）と記入）</p> <p>主要電話番号： _____</p>
--	--

お断り： この和訳版はあくまでもお客様のご参考として用意させて頂いたものであり、万一、原文と和訳との間に齟齬がある場合には、英語の原文が優先することをご了承下さい。